

県政経営会議資料
令和6年度(2024年)8月27日
土木交通部都市計画課

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県営都市公園の特定公園施設について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、グラウンドゴルフ場、陸上競技場等の個人使用およびトレーニング室の使用料および利用料金を減額する対象者を拡大するため、滋賀県都市公園条例（昭和53年滋賀県条例第13号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者の使用のために介護を行う者について、グラウンドゴルフ場、陸上競技場等の個人使用およびトレーニング室の使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとします。（第1条による改正後の別表第2関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第2条による改正後の別表第2関係）
- (3) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県都市公園条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2 (第8条の2、第9条の7関係)</p> <p>1 省略</p> <p>2 奥びわスポーツの森多目的運動広場等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">省略</div> <p>注1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 県内に居住する65歳以上の<u>者</u>および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）がグラウンドゴルフ場を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。</p> <p>4 省略</p> <p>3 彦根総合スポーツ公園</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>注1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 県内に居住する65歳以上の<u>者</u>および障害者が陸上競技場等を個人</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2 (第8条の2、第9条の7関係)</p> <p>1 省略</p> <p>2 奥びわスポーツの森多目的運動広場等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">省略</div> <p>注1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 県内に居住する65歳以上の<u>者</u>、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）<u>および</u>障害者の使用のために介護を行う者（以下「介護者」という。）がグラウンドゴルフ場を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。</p> <p>4 省略</p> <p>3 彦根総合スポーツ公園</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>注1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 県内に居住する65歳以上の<u>者</u>、障害者<u>および</u>介護者が陸上競技場等</p>

使用する場合およびトレーニング室を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

4～11 省略

を個人使用する場合およびトレーニング室を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

4～11 省略

滋賀県都市公園条例新旧対照表（第2条関係）

旧			新				
本則・付則 省略			本則・付則 省略				
別表第1 省略			別表第1 省略				
別表第2 (第8条の2、第9条の7関係)			別表第2 (第8条の2、第9条の7関係)				
1 文化ゾーン集会所			1 文化ゾーン集会所				
区分	金額			区分	金額		
	午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午前9時から午後 5時まで		午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午前9時から午後 5時まで
集会室	円 10,600	円 14,300	円 24,900	集会室	円 11,100	円 15,000	円 26,100
茶亭	6,400	8,400	14,800	茶亭	6,700	8,800	15,500
注 省略			注 省略				
2 奥びわスポーツの森多目的運動広場等			2 奥びわスポーツの森多目的運動広場等				
区分	金額		備考	区分	金額		備考
	円		広場を占用す る場合に限る。		円		広場を占用す る場合に限る。
多目的運動広場	2時間につき 1,850			多目的運動広場	2時間につき 1,940		
多目的運動広場照 明設備	全点灯1時間につき 4,060			多目的運動広場照 明設備	全点灯1時間につき 4,260		
テニスコート	3分の2点灯1時間につき 2,670			テニスコート	3分の2点灯1時間につき 2,800		
テニスコート照明 設備	1面2時間につき 860			テニスコート照明 設備	1面2時間につき 900		
	1面1時間につき 780				1面1時間につき 820		

グラウンドゴルフ場	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	1人1回につき <u>370</u>		グラウンドゴルフ場	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	1人1回につき <u>390</u>	
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	同	<u>730</u>		高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	同	<u>770</u>	
その他の者	同	<u>1,100</u>		その他の者	同	<u>1,160</u>	

会議室	1時間につき	<u>410</u>	
-----	--------	------------	--

注 省略

3 彦根総合スポーツ公園

(1) 陸上競技場および補助競技場（以下「陸上競技場等」という。）

ア 貸切り使用

(ア) 陸上競技場

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
入場料等を徴収しない場合	円 1時間につき <u>1,410</u>	円 1時間につき <u>2,080</u>	円 1時間につき <u>2,820</u>

会議室	1時間につき	<u>430</u>	
-----	--------	------------	--

注 省略

3 彦根総合スポーツ公園

(1) 陸上競技場および補助競技場（以下「陸上競技場等」という。）

ア 貸切り使用

(ア) 陸上競技場

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
入場料等を徴収しない場合	円 1時間につき <u>1,480</u>	円 1時間につき <u>2,180</u>	円 1時間につき <u>2,960</u>

	ツに使用する場合			
	その他の催物に使用する場合	同 <u>7,260</u>	同 <u>10,300</u>	同 <u>14,500</u>
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同 <u>2,800</u>	同 <u>4,160</u>	同 <u>5,600</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 <u>5,710</u>	同 <u>8,310</u>	同 <u>11,400</u>
	その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	同 <u>14,100</u>	同 <u>20,800</u>
	入場料等が1,000円を超える場合	同 <u>28,000</u>	同 <u>41,600</u>	同 <u>56,000</u>

(イ) 補助競技場

区分	金額	
	午前	午後
	午前 8時30分から 午後零時30分まで	午後 1時から午後 5時まで

	ツに使用する場合			
	その他の催物に使用する場合	同 <u>7,620</u>	同 <u>10,800</u>	同 <u>15,200</u>
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同 <u>2,940</u>	同 <u>4,370</u>	同 <u>5,880</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 <u>6,000</u>	同 <u>8,730</u>	同 <u>12,000</u>
	その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	同 <u>14,800</u>	同 <u>21,800</u>
	入場料等が1,000円を超える場合	同 <u>29,400</u>	同 <u>43,700</u>	同 <u>58,800</u>

(イ) 補助競技場

区分	金額	
	午前	午後
	午前 8時30分から 午後零時30分まで	午後 1時から午後 5時まで

入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	円 1時間につき 90 0	円 1時間につき 1,3 30
	アマチュアスポーツに 使用する場合	同 1,800	同 2,650
	その他の催物に使用す る場合	同 4,670	同 6,640
入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	同 1,800	同 2,650
	アマチュアスポーツに 使用する場合	同 3,670	同 5,300
	その他の催物に使 用する場合	入場料等が1,000円以下 の場合 同 9,040	同 13,300
	入場料等が1,000円を超 える場合	入場料等が1,000円を超 える場合 同 18,000	同 26,500

イ 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育 学校もしくは中等教育学校（前期課）	円 1人1回につき 260

入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	円 1時間につき 95 0	円 1時間につき 1,4 00
	アマチュアスポーツに 使用する場合	同 1,890	同 2,780
	その他の催物に使用す る場合	同 4,900	同 6,970
入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	同 1,890	同 2,780
	アマチュアスポーツに 使用する場合	同 3,850	同 5,570
	その他の催物に使 用する場合	入場料等が1,000円以下 の場合 同 9,490	同 14,000
	入場料等が1,000円を超 える場合	入場料等が1,000円を超 える場合 同 18,900	同 27,800

イ 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育 学校もしくは中等教育学校（前期課）	円 1人1回につき 270

程に限る。) の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者 (以下「幼児等」という。)	
生徒等	同 <u>320</u>
その他の者	同 <u>460</u>

(2) 野球場 (貸切り使用)

区分	金額			備考
	午前	午後	夜間	
	午前 8 時 30 分から午後零時 30 分まで	午後 1 時 0 分から午後 5 時 30 分まで	午後 5 時 30 分まで	
入場料等 を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 1 時間に 1,290 つき	円 1 時間に 1,850 つき	円 1 時間に 2,580 つき
		円 50	円 80	円 300
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 2,580	同 3,630	同 5,300
	その他の催物に使用する場合	同 10,600	同 14,900	同 21,200
		円 0	円 0	円 0
入場料等 を徴収す	幼稚園等が幼児、児童または生徒を	同 2,580	同 3,630	同 5,300

程に限る。) の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者 (以下「幼児等」という。)	
生徒等	同 <u>340</u>
その他の者	同 <u>480</u>

(2) 野球場 (貸切り使用)

区分	金額			備考
	午前	午後	夜間	
	午前 8 時 30 分から午後零時 30 分まで	午後 1 時 0 分から午後 5 時 30 分まで	午後 5 時 30 分まで	
入場料等 を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 1 時間に 1,350 つき	円 1 時間に 1,900 つき	円 1 時間に 2,710 つき
		円 50	円 10	円 40
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 2,710	同 3,810	同 5,570
	その他の催物に使用する場合	同 11,100	同 15,600	同 22,300
入場料等 を徴収す	幼稚園等が幼児、児童または生徒を	同 2,710	同 3,810	同 5,570

る場合		対象に使用する場合					
	アマチュアスポー ツに使用する場合	同 4,950	同 7,250	同 10,60 0			
	その他の 催物に使 用する場 合	入場料等 が1,000 円以下 の場合	同 21,20 0	同 29,80 0	同 43,00 0		
	入場料等 が1,000 円を超 える場合		同 43,00 0	同 59,30 0	同 86,00 0		

(3) トレーニング室

区分	金額	
	1人1回につき（2時間 以内）	回数券11回券（1回2時 間以内）
幼児等	円 260	円 2,600
生徒等	410	4,100
その他の者	580	5,800

(4) 会議室等

ア 陸上競技場会議室

る場合		対象に使用する場合					
	アマチュアスポー ツに使用する場合	同 5,200	同 7,610	同 11,10 0			
	その他の 催物に使 用する場 合	入場料等 が1,000 円以下 の場合	同 22,30 0	同 31,30 0	同 45,20 0		
	入場料等 が1,000 円を超 える場合		同 45,20 0	同 62,30 0	同 90,30 0		

(3) トレーニング室

区分	金額	
	1人1回につき（2時間 以内）	回数券11回券（1回2時 間以内）
幼児等	円 270	円 2,700
生徒等	430	4,300
その他の者	610	6,100

(4) 会議室等

ア 陸上競技場会議室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
午前 8 時30分か ら午後零時30分 まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 5 時30分か ら午後 9 時30分 まで	
会議室 1	円 1 時間につき <u>1,390</u>	円 1 時間につき <u>2,020</u>	円 1 時間につき <u>2,780</u>
会議室 2	同 <u>770</u>	同 <u>1,120</u>	同 <u>1,540</u>
会議室 3	同 <u>770</u>	同 <u>1,120</u>	同 <u>1,540</u>
会議室 4	同 <u>770</u>	同 <u>1,120</u>	同 <u>1,540</u>
会議室 5	同 <u>770</u>	同 <u>1,120</u>	同 <u>1,540</u>
会議室 6	同 <u>770</u>	同 <u>1,120</u>	同 <u>1,540</u>
会議室 7	同 <u>770</u>	同 <u>1,120</u>	同 <u>1,540</u>
会議室 8	同 <u>770</u>	同 <u>1,120</u>	同 <u>1,540</u>
5階会議室 1	同 <u>430</u>	同 <u>630</u>	同 <u>860</u>
5階会議室 2	同 <u>230</u>	同 <u>330</u>	同 <u>460</u>
5階会議室 3	同 <u>230</u>	同 <u>330</u>	同 <u>460</u>

イ 野球場会議室等

区分	金額		
	午前	午後	夜間
午前 8 時30分か ら午後零時30分 まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 5 時30分か ら午後 9 時30分 まで	

区分	金額		
	午前	午後	夜間
午前 8 時30分か ら午後零時30分 まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 5 時30分か ら午後 9 時30分 まで	
会議室 1	円 1 時間につき <u>1,460</u>	円 1 時間につき <u>2,120</u>	円 1 時間につき <u>2,920</u>
会議室 2	同 <u>810</u>	同 <u>1,180</u>	同 <u>1,620</u>
会議室 3	同 <u>810</u>	同 <u>1,180</u>	同 <u>1,620</u>
会議室 4	同 <u>810</u>	同 <u>1,180</u>	同 <u>1,620</u>
会議室 5	同 <u>810</u>	同 <u>1,180</u>	同 <u>1,620</u>
会議室 6	同 <u>810</u>	同 <u>1,180</u>	同 <u>1,620</u>
会議室 7	同 <u>810</u>	同 <u>1,180</u>	同 <u>1,620</u>
会議室 8	同 <u>810</u>	同 <u>1,180</u>	同 <u>1,620</u>
5階会議室 1	同 <u>450</u>	同 <u>660</u>	同 <u>900</u>
5階会議室 2	同 <u>240</u>	同 <u>350</u>	同 <u>480</u>
5階会議室 3	同 <u>240</u>	同 <u>350</u>	同 <u>480</u>

イ 野球場会議室等

区分	金額		
	午前	午後	夜間
午前 8 時30分か ら午後零時30分 まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 5 時30分か ら午後 9 時30分 まで	

	ら午後零時30分 まで	後5時まで	ら午後9時30分 まで
会議室	円 1時間につき <u>730</u>	円 1時間につき <u>1,060</u>	円 1時間につき <u>1,420</u>
ミーティング室1	同 <u>730</u>	同 <u>1,060</u>	同 <u>1,420</u>
ミーティング室2	同 <u>730</u>	同 <u>1,060</u>	同 <u>1,420</u>
本部席	同 <u>360</u>	同 <u>360</u>	同 <u>360</u>
役員席	同 <u>360</u>	同 <u>360</u>	同 <u>360</u>
審判席	同 <u>360</u>	同 <u>360</u>	同 <u>360</u>

注 省略

	ら午後零時30分 まで	後5時まで	ら午後9時30分 まで
会議室	円 1時間につき <u>770</u>	円 1時間につき <u>1,110</u>	円 1時間につき <u>1,490</u>
ミーティング室1	同 <u>770</u>	同 <u>1,110</u>	同 <u>1,490</u>
ミーティング室2	同 <u>770</u>	同 <u>1,110</u>	同 <u>1,490</u>
本部席	同 <u>380</u>	同 <u>380</u>	同 <u>380</u>
役員席	同 <u>380</u>	同 <u>380</u>	同 <u>380</u>
審判席	同 <u>380</u>	同 <u>380</u>	同 <u>380</u>

注 省略